

【事業者向け】北九州市医療的ケア児レスパイト事業 Q&A（その4）

問1 指定訪問看護ステーションが保育所、学校等を訪問して行う看護に係る費用について、「保育所、学校等」とは、どのような場所を指しますか。

答1 144時間を上限とする費用については、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校、特別支援学校（これらが実施する校外学習や学校行事を含む）での利用が対象となります。なお、48時間を上限とする費用については、利用場所の制限はありません。

また、保育所、学校等を訪問し看護を行う場合、看護師の同行の可否等について事前の確認が必要です。また、実費（交通費、宿泊代、食事代等）については、助成の対象となりませんので、利用者負担がある場合は、事前に利用者に説明してください。

問2 保育所、学校等で、1人の看護師が複数の医療的ケア児の看護を行う場合も、請求することができますか。

答2 1人の看護師が複数の医療的ケア児の看護を行う場合、それぞれの看護に対応した時間で請求してください。同一時間帯で重複した請求は行えません。